

近畿大学梅友会熊本県支部会則

〔名称及び事務所〕

第1条 本会は、近畿大学梅友会熊本県支部と称し、事務所を事務局長宅に置く。

〔会の目的〕

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

〔会員〕

第3条 本会は、近畿大学通信教育部（法学部法律学科・短期大学部商経科ほか）の卒業生にして熊本県在住の者及び勤務先を有する者を以て組織する。

〔顧問〕

第4条 本会に顧問を置き学識名望ありて、特に本会に援助を与える人を役員会に於いて推薦することができる。

〔事業〕

第5条 本会は第2条の目的を達せんがため、次の行事を行う。

- 1、親睦会
- 2、その他本会の目的達成に必要な関連行事。

〔役員及びその任期並びにその任務〕

第6条 本会に次の役員を置きその任期を2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

支部長1名、副支部長2名、会計1名、書記1名
事務局長1名、顧問13名内1名は監事担当

- 2 支部長は本会を総括しこれを代表する。
- 3 副支部長、事務局長は支部長を補佐して本会を総括し、支部長事故ありたるときはこれを代理する。
- 4 監事は本会の会計事務を監査する。
- 5 事務局長は支部長の命を受け本会の事務を分担する。

〔機関〕

第7条 本会に次の機関を置く。

- 1、総会
- 2、役員会

〔総会〕

第8条 総会は本会の最高の議決機関で全会員で組織する。

- 2 総会は毎年1回を原則とし、支部長がこれを召集する。
ただし、必要に応じて臨時総会を召集する事ができる。

〔役員会〕

第9条 役員会は本会の最高議決機関で、第6条の役員を以て構成する。

- 2 役員会は支部長がこれを召集する。

〔議決定足数〕

第10条 本会の議決は出席者の過半数を以て決するものとする。

〔会費〕

第11条 本会会員は次の会費を納付するものとする。

ただし、必要に応じてその都度徴収する。

会費年額1,000円

第12条 第3条に相当する者で、前条の会費を納付しない者は、本会会員としての待遇を受けられないものとする。

〔会計年度〕

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

※暫定処置として支部総会前月末日を会計年度とする。

附 則

- 1、会則の改廃は役員会の議決により、総会の承認を以て決定する事ができる。
- 2、本会に特別会員を置く事ができる。
- 3、本会則は平成11年8月22日より施行する。（熊本県支部支部再発足日）

R050714近畿大学梅友会熊本県支部会則はUSB U 近畿大学梅友会より探し出し本部奥谷猛氏にメール送信済み。